三郷市図書館の利用者又は入館者の遵守事項に関する要綱

令和８年８月７日
三郷市立図書館館長決定
三郷市立早稲田図書館館長決定
三郷市立北部図書館館長決定

（目的）

第１条　この要綱は、三郷市図書館設置及び管理条例施行規則(昭和 58 年教育委員会規則第２号。以下「規則」という。)第 15 条に規定する図書館の利用者又は入館者の遵守事項について、具体的に内容を示すことを目的とする。

（承諾行為）

第２条　図書館において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ館長の承諾を受けなければならない。

(1)物品の販売及び宣伝、保険等の勧誘、募金、写真撮影、署名の収集その他これらに類すること。

(2)図書館に広告物(ビラ、ポスター、幕、立看板その他これらに類するものを含む。)を配布し、掲示し、又は貼付すること。

(3)図書館資料の複写を受けること。

(4)その他館長が特に必要と認めること。

（禁止行為）

第３条　図書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を図書館に持ち込み、又は持ち込もうとすること。

(2) 通路等の占拠その他通行妨害となること。

(3) 職員等に面会若しくは物品等の寄附を強要し、又は乱暴な言動をすること。

(4) 職員等の職務を妨害すること。

(5) 放歌、高唱し、その他図書館の静穏を害すること。

(6) 施設等を破壊し、損傷し、又は汚損すること。

(7) 敷地内で喫煙し、又は火気を使用すること。

(8) 所定の場所以外に自動車、オートバイ、自転車その他物品を置くこと。

(9) 館内で飲食すること。ただし、飲料を密閉することができるペットボトル又は水筒等の蓋付き容器に入った飲料の持込み及び飲用は可とする。

(10)館内で飲酒すること、及び、酒気を帯びて入館すること。

(11)ペット（盲導犬・聴導犬・介助犬等に該当しない動物）を連れて入館すること。

(12)承諾なく承諾行為をすること、及び、承諾を受けた者が承諾の内容又は条件に違反すること。

(13)前各号に掲げるもののほか、図書館の秩序の維持又は公務の円滑適正な執行に支障を来すような行為をすること。

（その他）

第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、あらかじめ教育長の承認を得て館長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月７日から施行する。